

都立4大学を統合する法人の設立，新大学・大学院の設置に関する陳情

2004年10月5日 提出

東京都議会議長

内田 茂 殿

郵便番号 192-0397 東京都八王子市南大沢1-1  
東京都立大学人文学部仏文研究室  
電話番号 0426-77-2205  
開かれた大学改革を求める会  
代表

(西川 直子)

(願意) 都立4大学を統合する法人の設立及び新大学・新大学院の設置に当たって、都は、学生・大学院生が安心して学習研究に取り組み、大学人が安定した教育研究を継続することを保障する定款・学則その他の諸規程を作成していただきたい。

(理由)

都立の新大学については、平成16年9月に認可が下りたものの、平成16年8月末に南大沢キャンパスで行われた大学説明会は例年に比べ著しく低調であり、平成16年8月発表の平成17年度入学者選抜要項でも、かなりの項目が「未定」とされている。

都立4大学を統合する法人を設立する定款(案)・条例(案)や、新大学及び新大学院の学則(案)は、東京都大学管理本部から7月までに示されたが、いずれも現4大学の大学人(教員・職員・学生)による事前検討がなされていない。また、その内容も大学側からのこれまでの要望に十分配慮したものとはいえない。

示された案によれば、教育課程・カリキュラムについて科目登録委員会(仮称)及び学位設計委員会(仮称)、教員の採用・承認について人事委員会(仮称)及び教員選考委員会(仮称)などが構想され、委員会には外部委員の参画が構想されている。しかし、現行法では、「重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」(学校教育法第59条第1項)とされており、現に都立4大学でも、カリキュラムの設計や教員の選考は大学内教員を中心とする専門家が行っている。学長の選出について、大学の学長選考機関は、教育研究審議機関を構成する者と経営審議機関を構成する者のうち、それぞれの機関から選出された者によって構成すると定められている。(地方独立行政法人法第71条第4項)。学長候補者等の選出方法について、法に特段の定めはないが、教員の選挙によって新総長を選出した東京大学のように、大学人の意思が直接反映される仕組みを学則などの規定に盛り込むことは可能である。

平成16年4月に都が行なった新大学の設置申請は、平成16年7月段階の早期認可が見送られ、自然科学及び社会科学系大学院の平成16年9月入試は不可能となった。平成16年9月に設置認可され

たが、平成17年4月の開学までになすべき作業はかなりの分量になり、大学人との共同作業があつてすら実現可能であるとはいえない部分がある。また現時点においても、入学後の学生寮など未定のこと多数あるのは、大きな不安となっている。新大学の発足時も発足後も、いたずらに新奇さや見かけの効率を求めるのではなく、現在及び未来の学生・大学院生・教員に不安を与えない制度が保障されなければならない。

これから提案される予定の公立大学法人の設立にかかる定款、条例、新大学及び新大学院の設置に係る学則、その他諸規程の作成にあたっては、これまで以上に大学人の意見に耳を傾け、法に定められた三つの機関（教授会、教育研究審議機関、経営審議機関）の役割分担を明らかにし、法定事項でない事柄については、大学人との意見交換を十分に行うべきである。また、現行4大学の学則は法人化後も現在の学則に準ずるものを維持すべきである。これらの要請は、これまで都民の共有財産である都立の大学が高い評価を得るのに貢献してきた大学人に共通した願いである。このことに配慮が及ばないならば、法人の設立、新大学の設置に向けての準備と発足後の運営に大きな障害を生むことになりかねない。瑣末な数字にとらわれるのではなく、百年先を見越して、内外に誇れる大学・大学院を作ることが求められている。